

鳥取県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年11月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
秋里吉方線	変更前	鳥取市秋里字松下619地先から同市秋里1070地先まで	7.1 ~ 36.4	189.0
		鳥取市秋里字松下622-2地先から同市秋里1070地先まで	5.1 ~ 12.2	148.0
	変更後	鳥取市秋里字松下619地先から同市秋里1070地先まで	7.1 ~ 36.4	189.0
		鳥取市秋里字松下622-2地先から同市秋里1070地先まで	5.1 ~ 12.2	148.0
		鳥取市秋里字松下621-2地先から同字623-2地先まで	7.3 ~ 120.5	77.0